

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第89号	さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則	水 道 計 画 課	令和6年7月10日
規則第90号	さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和6年9月2日
規則第91号	さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則	放 課 後 児 童 課	令和6年9月2日
規則第92号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医 事 課	令和6年9月26日
規則第93号	さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子 育 て 支 援 課	令和6年9月27日
規則第94号	さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	消 防 企 画 課	令和6年9月30日
規則第95号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則	消 防 企 画 課	令和6年9月30日
規則第96号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	病 院 総 務 課	令和6年10月3日
規則第97号	さいたま市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	福 祉 総 務 課	令和6年10月17日
規則第98号	さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	生 活 福 祉 課	令和6年10月17日
規則第99号	さいたま市公印規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和6年10月25日
規則第100号	さいたま市病院管理規則の一部を改正する規則	病 院 財 務 課	令和6年10月28日
規則第101号	さいたま市消防局公印規則の一部を改正する規則	消 防 総 務 課	令和6年10月28日
規則第102号	さいたま市財産規則の一部を改正する規則	資 産 経 営 課	令和6年10月30日
規則第103号	さいたま市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	建 築 総 務 課	令和6年10月30日
規則第104号	さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則の一部を改正する規則	下 水 道 維 持 管 理 課	令和6年10月30日
規則第105号	さいたま市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則	子 育 て 支 援 課	令和6年10月31日
規則第106号	さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建 築 行 政 課	令和6年10月31日

## さいたま市規則第 8 9 号

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則（平成 2 4 年さいたま市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(水道技術管理者の資格) 第 3 条 条例第 4 条第 1 項第 4 号の規定により同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)・(2) [略] (3) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 [略]	(水道技術管理者の資格) 第 3 条 条例第 4 条第 1 項第 4 号の規定により同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)・(2) [略] (3) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 [略]

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則第 3 条第 1 項第 3 号に規定する講習の課程を修了している者については、この規則による改正後のさいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則第 3 条第 1 項第 3 号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

さいたま市規則第90号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 区民生活部 [略] 区民課 (1)・(2) [略]  (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略]	第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 区民生活部 [略] 区民課 (1)・(2) [略] (3) <u>相続税法（昭和25年法律第73号）第58条第1項の規定による通知に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(支所)

第13条 区役所区民生活部に支所を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
[略]	
北区役所区民生活部 日進支所	<u>さいたま市北区榑引町</u> <u>2丁目574番地1</u>
[略]	

(25) [略]

(26) [略]

(支所)

第13条 区役所区民生活部に支所を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
[略]	
北区役所区民生活部 日進支所	<u>さいたま市北区日進町</u> <u>2丁目965番地</u>
[略]	

## 附 則

この規則は、令和6年9月24日から施行する。ただし、第4条の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第91号

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則（平成13年さいたま市規則第121号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">(入室の手続)</p> <p>第2条 条例第1条に規定するクラブ（以下「クラブ」という。）へ入室しようとするときは、当該児童の保護者（条例第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）において、放課後児童クラブ入室申込書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に申し込まなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童の属する世帯の市町村民税の課税状況を証する書類</p> <p><u>(3) 別表のB階層又はC階層に該当する児童の属する世帯にあっては、当該世帯の前年分の所得税の課税状況を証する書類</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p>2 [略]</p> <p>別表（<u>第2条、第4条関係</u>）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">階層区分</th> <th style="width: 30%;">指導料 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D <u>A階層からC階層までのいずれにも該当しない世帯</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額及び同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得</p>	階層区分	指導料 (月額)	[略]		D <u>A階層からC階層までのいずれにも該当しない世帯</u>	[略]	<p style="text-align: center;">(入室の手続)</p> <p>第2条 条例第1条に規定するクラブ（以下「クラブ」という。）へ入室しようとするときは、当該児童の保護者（条例第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）において、放課後児童クラブ入室申込書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に申し込まなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童の属する世帯の<u>所得税及び</u>市町村民税の課税状況を証する書類</p> <p><u>(3) 前2号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">階層区分</th> <th style="width: 30%;">指導料 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D <u>A階層を除き前年分の所得税課税世帯</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額及び同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得</p>	階層区分	指導料 (月額)	[略]		D <u>A階層を除き前年分の所得税課税世帯</u>	[略]
階層区分	指導料 (月額)												
[略]													
D <u>A階層からC階層までのいずれにも該当しない世帯</u>	[略]												
階層区分	指導料 (月額)												
[略]													
D <u>A階層を除き前年分の所得税課税世帯</u>	[略]												

た額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。

2 [略]

た額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。

2 [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則第2条第1項の規定は、令和7年度以降の入室に係る手続について適用し、令和6年度までの入室に係る手続については、なお従前の例による。

## さいたま市規則第92号

### さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第13条関係）		別表第2（第13条関係）	
[略]		[略]	
厚生労働省告示第2条第6号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの	[略]	厚生労働省告示第2条第6号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの	[略]
<u>厚生労働省告示第2条第15号に規定する別に厚生労働大臣が定めるものの処方等又は調剤に係る療養</u>	<u>保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）により算定した額</u>		
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	

### 附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

## さいたま市規則第93号

### さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 削除	<u>（条例第2条第2号に規定する規則で定める特別の事情がある乳幼児・児童）</u> 第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める特別の事情がある者は、同号に規定する中学校等を卒業する日又は修了する日の属する月の末日において医療機関等に入院している者であって、当該医療機関等を退院する日（18歳に達する日の属する月の末日までに退院しない場合にあつては当該末日）までの間にあるものとする。

#### 附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

さいたま市規則第94号

さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員服制規則（平成13年さいたま市規則第240号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
(1) 男性消防吏員の服制				(1) 男性消防吏員の服制			
品名	区分	摘要		品名	区分	摘要	
[略]				[略]			
短靴	[略]			短靴	[略]		
				消防手帳	製式	表紙は、黒色の革製又はこれに類似するものとする。中央上部に消防章を、その下に消防局名をそれぞれ金色で表示し、背部に鉛筆差しを設け、その下端に長さ450ミリメートルの黒色ひもを付け、表紙内側には名刺入れを付ける。	
(2) 女性消防吏員の服制				(2) 女性消防吏員の服制			
品名	区分	摘要		品名	区分	摘要	
[略]				[略]			
靴	[略]			靴	[略]		
				消防手帳	製式	男性消防吏員の服制の消防手帳と同様とする。	
(3) 消防隊の服制				(3) 消防隊の服制			
品名	区分	摘要		品名	区分	摘要	
[略]				[略]			
活動服	上衣	色及び地質	紺系色の合成繊維の織物とし、一部にオレンジ色を配する。	活動服	上衣	色及び地質	紺系色の合成繊維の織物とし、一部に黄系色を配する。
		製式	スタンド襟の長袖とする。 左右胸部にファスナーポケットを1個つける。			製式	カッター襟の長袖とする。比翼仕立てとする。 左右胸部に蓋付きポケットを1個つける。

		左胸部のポケット上部に「さいたま市消防局」の文字を <u>灰色</u> で1行表示する。背面の上段に「さいたま市消防局」の文字を白色で表示し、縁取りを <u>紺色</u> で表示する。下段に「Saitama City Fire Bureau」の文字を <u>紺色</u> で表示する。  形状は、図のとおりとする。
	肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側を留める。
	[略]	
ズボン	[略]	
	製式	長ズボンとし、両ももに各1個 <u>ファスナーアウト</u> ポケットを付け、左右後方に <u>玉縁</u> ポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。
[略]		

(4) 救急隊の服制

品名	区分	摘要
[略]		
夏救急服	[略]	
	制式	長袖又は半袖とするほかは、 <u>冬救急服と同様とする。</u>  半袖の形状は、図のとおり

		左胸部のポケット上部に「さいたま市消防局」の文字を <u>黄色</u> で1行表示する。背面の上段に「さいたま市消防局」の文字を白色で表示し、縁取りを <u>紺色とし、さらにその縁取りを黄色</u> で表示する。下段に「Saitma City Fire Bureau」の文字を <u>黄色</u> で表示する。 形状は、図のとおりとする。	
	肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側を <u>地質と類似色の面ファスナー</u> で留める。	
	[略]		
ズボン	[略]		
	製式	長ズボンとし、両ももに各1個 <u>蓋付きアウト</u> ポケットを付け、左右後方の <u>ポケットの右側のみ蓋付きとする。</u> 形状は、図のとおりとする。	
[略]			
夏活動服	上衣	色及び地質	薄手の生地とするほかは、活動服と同様とする。
		制式	活動服と同様とする。
		肩章	
		消防隊員章	
		階級章	
ズボン	ズボン	色及び地質	上衣と同様とする。
		制式	活動服と同様とする。
		バンド	活動服と同様とする。
[略]			

(4) 救急隊の服制

品名	区分	摘要
[略]		
夏救急服	[略]	
	制式	長袖又は半袖とし、背面は <u>スリット</u> 空き、背裏メッシュ仕立てとする。その他は、 <u>冬救急服と同様とする。</u> ただし、半袖の場合は、左肩下のポケットを付けないものとする。 半袖の形状は、図のとおり

		とする。
	[略]	
	[略]	
[略]		

(5) [略]

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

**男性消防吏員**

[略]

[略]

[略]

**消防隊**

活動服（上衣）  
製式

		とする。
	[略]	
	[略]	
[略]		

(5) [略]

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

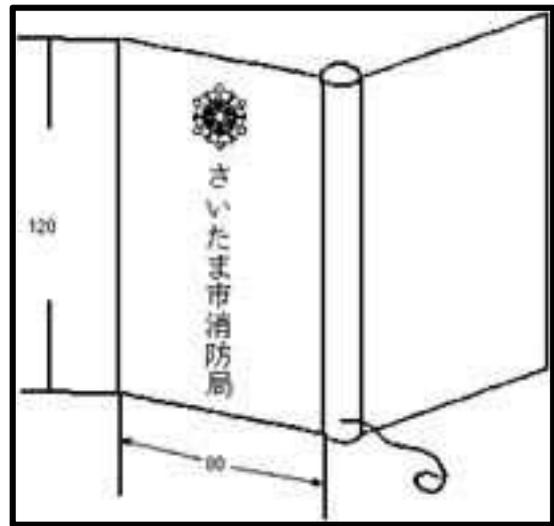
**男性消防吏員**

[略]

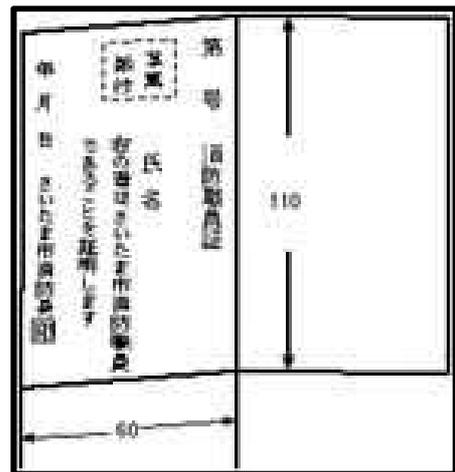
消防手帳

製式

（表紙表面）



（消防職員証）



[略]

[略]

**消防隊**

活動服（上衣）  
製式

前面



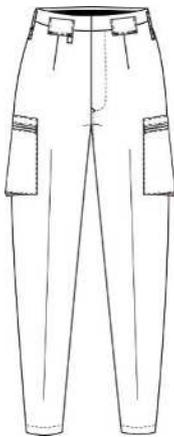
後面



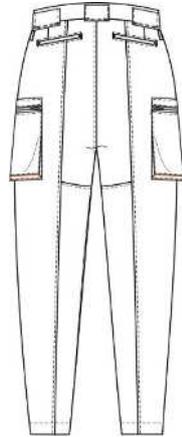
活動服(ズボン)

製式

前面



後面



[略]

救急隊

冬救急服(上衣)

製式

前面



後面



冬救急服(ズボン)

製式

前面



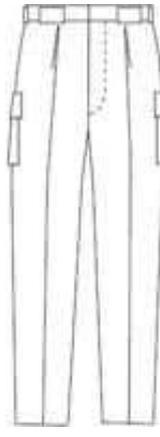
後面



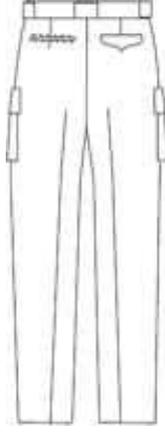
活動服(ズボン)

製式

前面



後面



[略]

救急隊

冬救急服(上衣)

製式

前面

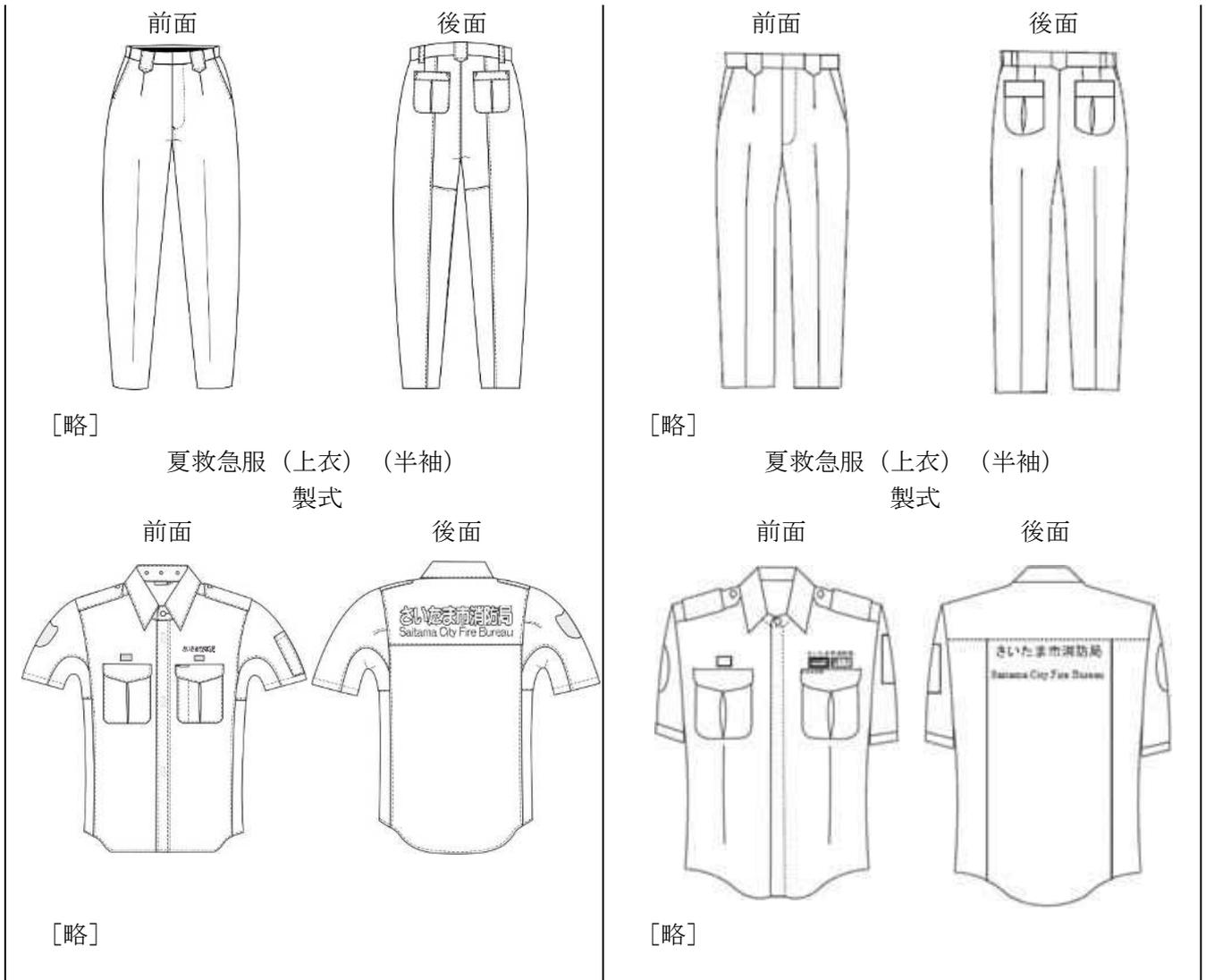


後面



冬救急服(ズボン)

製式



附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前のさいたま市消防吏員服制規則の規定に基づく活動服、夏活動服、冬救急服及び夏救急服については、この規則による改正後のさいたま市消防吏員服制規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた活動服及び夏活動服の使用期間は令和9年3月31日までとする。

さいたま市規則第95号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則（平成13年さいたま市規則第241号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
品名		使用期間	品名		使用期間
[略]			[略]		
活動服	[略]		活動服	[略]	
	バンド	3年		バンド	3年
夏活動服		上衣	3年	夏活動服	
[略]		ズボン	3年	[略]	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
品名		貸与区分	品名		貸与区分
装備品	[略]		装備品	[略]	
	き章	個人		き章	個人
	[略]			消防手帳	個人
[略]			[略]		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の規定に基づき給与されている夏活動服の使用については、なお従前の例による。

さいたま市規則第96号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職務) 第6条 [略]	(職務) 第6条 [略]
<u>2</u> 院長に事故があるとき又は欠けたときは、院長の指定する常勤の副院長がその職務を代行する。	
<u>3</u> [略]	<u>2</u> [略]
<u>4</u> [略]	<u>3</u> [略]
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>5</u> [略]
<u>7</u> [略]	<u>6</u> [略]
<u>8</u> [略]	<u>7</u> [略]
<u>9</u> [略]	<u>8</u> [略]
<u>10</u> [略]	<u>9</u> [略]
<u>11</u> [略]	<u>10</u> [略]
<u>12</u> [略]	<u>11</u> [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第97号

さいたま市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（生活保護法等による委任事務）</p> <p>第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び第55条の4第2項（法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により福祉事務所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 法第55条の5の規定による<u>進学・就職準備給付金</u>の支給及び法第55条の6の規定による<u>進学・就職準備給付金</u>の報告に関すること。</p> <p>(10)～(18) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（生活保護法等による委任事務）</p> <p>第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び第55条の4第2項（法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により福祉事務所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 法第55条の5の規定による<u>進学準備給付金</u>の支給及び法第55条の6の規定による<u>進学準備給付金</u>の報告に関すること。</p> <p>(10)～(18) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第98号

さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活保護法施行細則（平成13年さいたま市規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>進学・就職準備給付金</u>の支給の申請及び決定)</p> <p>第12条 省令第18条の9第1項の規定による<u>進学・就職準備給付金</u>の支給の申請は、<u>進学・就職準備給付金申請書</u>（様式第24号）を福祉事務所に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定による<u>進学・就職準備給付金</u>の支給について決定したときは、申請者に対して、<u>進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>（様式第25号）により通知しなければならない。</p>	<p>(<u>進学準備給付金</u>の支給の申請及び決定)</p> <p>第12条 省令第18条の9第1項の規定による<u>進学準備給付金</u>の支給の申請は、<u>進学準備給付金申請書</u>（様式第24号）を福祉事務所長に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定による<u>進学準備給付金</u>の支給について決定したときは、申請者に対して、<u>進学準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>（様式第25号）により通知しなければならない。</p>

様式第22号及び様式第24号を次のように改める。

様式第 2 2 号 (第 1 1 条関係)

(表)

年 月 日

就労自立給付金申請書

さいたま市 福祉事務所長

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

次のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
		年 月 日 ( 歳)

(裏)

4. 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください）

利用する                      利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

進学・就職準備給付金申請書

さいたま市 福祉事務所長

申請者 住所又は居所  
（進学する者又は就職する者）  
氏名  
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 申請者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）  
名称 \_\_\_\_\_
- 4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）  
 進学・就職前の住宅と同じ  
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）  
居住（予定）地 \_\_\_\_\_
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続きに着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
  - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
  - ・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
  - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
- ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
- ③ その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
  - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
  - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
  - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
- ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
- ③ その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

(裏)

7 進学・就職準備給付金振込先 (申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座  利用する  利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

本支店名 本店 ・ \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行を除く。)

店 番 

--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類  普通預金  当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 

--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 上記の本支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第25号（第12条関係）            [略]  <u>進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>            年 月 日付けで申請された生活保護法による<u>進学・就職準備給付金</u>を、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>1 [略]            2 <u>進学・就職準備給付金</u>を支給する場合、支給額、支給日            支給額 円            支給日 年 月 日</p> <p>3・4 [略]            (備考)  <u>進学・就職準備給付金</u>は、所得税、個人住民税及び森林環境税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。            [略]</p>	<p>様式第25号（第12条関係）            [略]  <u>進学準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>            年 月 日付けで申請された生活保護法による<u>進学準備給付金</u>を、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>1 [略]            2 <u>進学準備給付金</u>を支給する場合、支給額、支給日及び<u>支給方法</u>            支給額 円            支給日 年 月 日  <u>支給方法</u></p> <p>3・4 [略]            (備考)  <u>進学準備給付金</u>は、所得税、個人住民税及び森林環境税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。            [略]</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市生活保護法施行細則様式第22号及び様式第24号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

## さいたま市規則第99号

### さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公印の使用) 第11条 [略] 2～4 [略] <u>5 公印を使用したときは、使用した日、使用した所属名、使用した文書名その他の総括管理者が必要と認める事項を記録しなければならない。ただし、記録しないことについてやむを得ない理由があると総括管理者が認めるものは、この限りでない。</u> <u>6</u> [略] <u>7</u> [略]	(公印の使用) 第11条 [略] 2～4 [略]  <u>5</u> [略] <u>6</u> [略]

### 附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

さいたま市規則第100号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。 病院経営部 [略] 病院財務課 (1)・(2) [略] <u>(3) 病院事業会計に係る一時借入金に関すること。</u> <u>(4) 病院事業会計に係る企業債に関すること。</u> <u>(5) [略]</u> <u>(6) [略]</u> <u>(7) [略]</u> <u>(8) [略]</u> <u>(9) [略]</u> [略]	(分掌事務) 第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。 病院経営部 [略] 病院財務課 (1)・(2) [略] <u>(3) [略]</u> <u>(4) [略]</u> <u>(5) [略]</u> <u>(6) [略]</u> <u>(7) [略]</u> [略]

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。



第13条 [略]

第14条 [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

様式第3号 (第11条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第13条関係)

様式第6号 (第16条関係)

第14条 [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

様式第3号 (第12条関係)

様式第4号 (第13条関係)

様式第5号 (第14条関係)

様式第6号 (第17条関係)

## 附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

さいたま市規則第102号

さいたま市財産規則の一部を改正する規則

さいたま市財産規則（平成13年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(取得、管理及び処分の総括)</p> <p>第7条 財政局長は、公有財産の取得、管理及び処分の適正を期するため必要があるときは、局長に対し、局の所管に属する公有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又はこれらの結果に基づいて必要な措置を講じることを求めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(財政局長への合議)</u></p> <p><u>第8条の2 局長は、土地の売払いをしようとするときは、財政局長に合議しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(所管換等による引継ぎの手続)</p> <p>第12条 公有財産の所管換若しくは所属替又は水道事業管理者への移管による引継ぎを行う場合は、公有財産引継書（様式第1号）により引き継がなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(検査)</p> <p>第17条 局長は、公有財産を取得するときは、当該財産について、引渡しに関する書類及び図面等を<u>確認し</u>、適格と認めた場合でなければ、引渡しを受けてはならない。</p> <p>様式第2号（第12条関係） 公有財産受領書</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">(取得、管理及び処分の総括)</p> <p>第7条 財政局長は、公有財産の取得、管理及び処分の適正を期するため必要があるときは、局長に対し、局の所管に属する公有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、<u>実地に調査し</u>、又はこれらの結果に基づいて必要な措置を講ずることを求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(所管換等による引継ぎの手続)</p> <p>第12条 公有財産の所管換若しくは所属替又は水道事業管理者への移管による引継ぎを行う場合は、<u>当該財産の所在する場所において、財産管理主任又はその命を受けた職員の立会いの上</u>、公有財産引継書（様式第1号）により引き継がなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(検査)</p> <p>第17条 局長は、公有財産を取得するときは、当該財産について<u>現地において立会いの上</u>、引渡しに関する書類及び図面等と照合し、適格と認めた場合でなければ、引渡しを受けてはならない。</p> <p>様式第2号（第12条関係） 公有財産受領書</p> <p>[略]</p>

1・2 [略]	1・2 [略]
<u>3</u> 引渡側所管所属	<u>3</u> 現地立会い年月日 年 月 日
<u>4</u> 引受側所管所属	<u>4</u> 引渡側立会人
備考 [略]	<u>5</u> 引受側立会人
	備考 [略]

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

さいたま市規則第103号

さいたま市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年さいたま市規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類）</p> <p>第4条 省令第33条第1項の規定により市長が規則で定める書類は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）が申請に係る建築物について建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第2項若しくは第26項の規定による検査済証の交付の後も耐震関係規定に適合していることを証する書類とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 省令第33条第2項第2号の規定により市長が規則で定める書類は、省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が申請に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第2項若しくは第26項の規定による検査済証の交付の後も法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類）</p> <p>第4条 省令第33条第1項の規定により市長が規則で定める書類は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）が申請に係る建築物について建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付の後も耐震関係規定に適合していることを証する書類とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 省令第33条第2項第2号の規定により市長が規則で定める書類は、省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が申請に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付の後も法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。</p> <p>4 [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

さいたま市規則第104号

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則（平成13年さいたま市規則第231号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（指定工事店の指定）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 条例第8条に規定する責任技術者（以下「責任技術者」という。）で<u>選任したものの</u>名簿及び雇用関係を証する書類</p> <p>(5)～(7) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（指定工事店の指定）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 条例第8条に規定する責任技術者（以下「責任技術者」という。）で<u>専属するもの</u>の名簿及び雇用関係を証する書類</p> <p>(5)～(7) [略]</p>
<p style="text-align: center;">（指定工事店の指定基準）</p> <p>第3条 条例第2条第2項に規定する指定基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>責任技術者を営業所ごとに1人以上選任していること。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（指定工事店の指定基準）</p> <p>第3条 条例第2条第2項に規定する指定基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 責任技術者が<u>1人以上専属していること。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">（指定工事店の責務）</p> <p>第7条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>排水設備工事の検査を受ける場合において、市の職員から指示を受けたときは、選任した責任技術者が立ち会わなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（指定工事店の責務）</p> <p>第7条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>排水設備工事の検査を受けるときは、市の職員から指示を受けた場合は、専属する責任技術者が立ち会わなければならない。</u></p>
<p>様式第1号（第2条、第5条関係）</p> <p>下水道排水設備指定工事店指定（継続指定）申請書 [略]</p>	<p>様式第1号（第2条、第5条関係）</p> <p>下水道排水設備指定工事店指定（継続指定）申請書 [略]</p>

[略]	
添付書類	1～3 [略]
	4 責任技術者で選任したものの名簿及び雇用関係を証する書類
	5～7 [略]

[略]	
添付書類	1～3 [略]
	4 責任技術者で専属するものの名簿及び雇用関係を証する書類
	5～7 [略]

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## さいたま市規則第105号

さいたま市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市児童手当の認定及び支給に関する規則（平成13年さいたま市規則第124号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。） <u>、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「令」という。）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に定めるもののほか、市の区域内に住所を有する者（以下「住民」という。）及び市の職員（常時勤務に服することを要する職員及び令第1条第2項に定める職員をいう。以下「職員」という。）に係る児童手当の認定、支給及び支払に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。） <u>、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「令」という。）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に定めるもののほか、市の区域内に住所を有する者（以下「住民」という。）及び市の職員（常時勤務に服することを要する職員及び令第4条第2項に定める職員をいう。以下「職員」という。）に係る児童手当の認定、支給及び支払に関し必要な事項を定めるものとする。</u>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第106号

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築基準法施行細則（平成13年さいたま市規則第215号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（電子情報処理組織による報告等）</u></p> <p><u>第27条 市長は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条の規定に基づき、法第6条の2第5項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第7条の2第6項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第7条の4第6項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第7条の6第3項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告を電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と指定確認検査機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3項において同じ。）を使用して行わせることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、建築主事が法第7条の2第3項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第7条の4第2項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知を受ける場合について準用する。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する報告又は前項に規定する通知が電子情報処理組織を使用して行われたときは、当該報告又は通知が書面により行われたものとみなす。</u></p>

(申請書等の提出)

第27条 法、令、省令及びこの規則の規定により、市長に提出する申請書、届出書又は報告書（以下「申請書等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課に提出するものとする。

(1) 法第7条の6第1項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第18条第3項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定、法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定、指定を受けた私道の変更及び廃止、法第43条第2項第1号に規定する認定、同項第2号に規定する許可、法第85条第6項及び第7項に規定する仮設興行場等の許可、法第87条の3第6項に規定する興行場等の許可、同条第7項に規定する特別興行場等の許可並びに第26条の2第2項に規定する写しの交付に係る申請書等 当該申請書等に係る建築物等又は指定道路の敷地が存する区域を所管する建設事務所建築指導課

(2) 法第6条の2第5項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第7条の2第6項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第7条の4第6項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）若しくは法第7条の6第3項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する報告書又は第26条の2第1項に規定する写しの交付に係る申請書 当該申請書等に係る建築物等の敷地が存する区域を所管する建築審査課

(3) [略]

2 [略]

(国等による計画通知への準用)

第28条 [略]

2 法第18条第20項及び第28項の規定によりする通知については、第26条第2項の規定を準用する。

3 法第18条第4項の規定によりする通知については、第7条及び第8条の規定を準用する。

(指定確認検査機関による審査への準用)

第29条 指定確認検査機関が法第18条第4項の

(申請書等の提出)

第28条 法、令、省令及びこの規則の規定により、市長に提出する申請書、届出書又は報告書（以下「申請書等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課に提出するものとする。

(1) 法第7条の6第1項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第18条第24項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定、法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定、指定を受けた私道の変更及び廃止、法第43条第2項第1号に規定する認定、同項第2号に規定する許可、法第85条第6項及び第7項に規定する仮設興行場等の許可、法第87条の3第6項に規定する興行場等の許可、同条第7項に規定する特別興行場等の許可並びに第26条の2第2項に規定する写しの交付に係る申請書等 当該申請書等に係る建築物等又は指定道路の敷地が存する区域を所管する建設事務所建築指導課

(2) 法第6条の2第5項、法第7条の2第6項、法第7条の4第6項若しくは法第7条の6第3項に規定する報告書又は第26条の2第1項に規定する写しの交付に係る申請書 当該申請書等に係る建築物等の敷地が存する区域を所管する建築審査課

(3) [略]

2 [略]

(国等による計画通知への準用)

第29条 [略]

2 法第18条第16項及び第19項の規定によりする通知については、第26条第2項の規定を準用する。

規定によりする審査に係る建築主の変更等の報告  
については、第26条の3の規定を準用する。

#### 附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。ただし、第27条を削る改正は、  
公布の日から施行する。